

令和7年度エネルギー管理支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和7年度エネルギー管理支援業務委託

2. 業務の目的

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）により、事業者単位で年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ以上の事業者は、特定事業者としてのエネルギー管理が義務付けられている。また、工場・事業場単位で年度のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ以上の工場・事業場は、エネルギー指定管理工場等に指定される。

これに伴い、佐野市市長部局及び佐野市教育委員会が特定事業者に指定されたことから、省エネ法の遵守とエネルギー使用の合理化並びに非化石エネルギーへの転換を図るため、佐野市のエネルギー管理体制を構築し、もって総合的な省エネルギー対策に資することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日までとする。

4. 基本条件

受託者は、本業務の実施にあたり、以下の要件を満たしている必要がある。

- (1) 管理技術者は、エネルギー管理士の資格を有する者とする。
- (2) エネルギー管理支援業務受託の実績がある者とする。

5. 委託業務の内容

本業務は、以下の業務を行う。ただし、(1)については佐野市市長部局に対してのみ、(2)については佐野市教育委員会に対してのみ行う。

(1) 定期報告書作成支援

省エネ法に基づく定期報告書の作成支援を行う。法改正による様式変更等に対応できるよう適切な助言を行う。

(2) 中長期計画書作成支援（省エネ法第15条第1項）

中長期計画の作成にあたって必要な、各事業場の実態に合わせた最少費用で最大効果の得られる省エネルギー及び非化石エネルギーへの転換に関する計画について助言を行う。

(3) 現地調査の実施（設備概要の把握）

エネルギー使用設備について、問題点の発掘や改善策の立案に資するため現地調査を実施し、設備の現状を把握する。

(4) 管理標準の作成

省エネ法第5条に定められた「判断基準」に基づいて空調設備、換気設備、照明設備、機械設備、受変電設備など設備ごとに管理すべき目標を定めるとともに、日常の管理、計測記録、保守点検などの方法について設備ごとに記述した管理標準を部局ごとに3施設分作成する。なお、調査対象施設は、次の施設とする。

	施設名	産業分類	床面積 (㎡)
佐野市 市長部局	佐野市衛生センター	し尿処分場	4261.92
	佐野斎場	火葬業	679.00
	葛生火葬場	火葬業	325.56
佐野市 教育委員会	佐野市立田沼東中学校	学校	7,829.00
	田沼地区公民館	公民館	449.55
	田沼南部地区公民館	公民館	218.94

(5) 省エネルギー改善策の提案

中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に資するよう判断基準の遵守方法について提案する。

(6) 打合せ協議

業務着手時1回、業務完了時1回の打合せ協議は必ず実施するものとし、その他必要に応じて打合せ協議を行うものとする。

6. 成果品の納品

受託者は、契約期間内に以下の成果品を、佐野市市長部局及び佐野市教育委員会に各1部及び電子データで佐野市市民生活部気候変動対策課に納品すること。

- ア 管理標準
- イ エネルギー合理化提案書
- ウ 設備台帳
- エ 上記に係る資料及び電子データ

7. 受託者の遵守事項

受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、業務の詳細について、常に佐野市等と連絡を取り、十分な調査及び打ち合わせをして、業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 受託者は、業務について知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令、規則、細則、通知を守らなければならない。
- (4) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とするときは、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

8. 資料の貸与

佐野市は、業務の遂行上必要又は利用可能な資料で、佐野市が所有しているものについては、貸与し、受託者は業務完了後、速やかに返却するものとする。

なお、貸与資料について、破損紛失等重大な過失を生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。

9. その他

受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に定めのない事項について、疑義等があるときは、速やかに佐野市と協議のうえ、佐野市の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

以上